

平成29年度第2回沖縄県農業次世代人材投資事業(準備型) 交付対象者公募要領

第1 趣旨

農業従事者の高齢化が急速に進展するなか、持続可能な力強い農業を実現するためには、青年の新規就農者の拡大を図る必要があります。

一方で、新規に就農するにあたっては、技術の習得や所得の確保等が課題となっており、青年の就農希望者が就農を躊躇する大きな要因の一つになっています。

このため、就農前の新規就農希望者に対して、農業次世代投資資金(以下「資金」という。)を交付することで、青年の就農意欲の喚起を図り、青年新規就農者の拡大につなげます。

第2 事業内容

就農に向けて、県知事が認める研修機関等において研修を受ける者に対して、資金(準備型)を交付します。

なお、研修機関等については、別紙1「沖縄県農業次世代人材投資事業(準備型)の対象となる研修機関等に関する受入基準」に定めます。

第3 応募要件

本事業に応募ができる者は、以下の要件を全て満たすものとします。

なお、交付の決定は、交付希望者のうち以下の要件を全て満たし、かつ本事業の趣旨に沿った優先度の高い者(就農意欲、経営リスク、生活費確保の必要性の観点から審査した結果、優先度が高いと判断される者)に対して、予算の範囲内で交付されることになりますので、あらかじめご了承ください。

- 1 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- 2 提出する研修計画(様式第1号)が、次に掲げる基準に適合していること。
 - (1) 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県知事が認めた研修機関等で研修を受けること。
 - (2) 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
 - (3) 先進農家又は先進農業法人(以下「先進農家等」という。)で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - ア 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者をいう。以下同じ。)ではないこと。
 - イ 当該先進農家等と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く。)を結んでいないこと。
 - ウ 当該先進農家等が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切である

こと。

(4) 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあつては、以下の要件を満たすこと。

ア 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。

イ アの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

3 常勤(週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。)の雇用契約を締結していないこと。

4 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

5 研修終了後に親元就農(親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。)する予定の場合にあつては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任や役割(農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等)を明確にすること、及び就農後5年以内に当該農業経営を継承し又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。以下「農業経営を継承」という。)とすることを確約すること。

6 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあつては、就農後5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

7 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク(以下「一農ネット」という。)に加入していること。

第4 交付額及び交付期間

資金の額は、交付期間1年につき1人あたり150万円とする。交付期間は研修期間に応じて、最長2年間とする。

なお、平成29年4月以降に研修を開始する者であつて、第3の2の(4)の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

また、実際に交付される資金の額は、申請書類に記載された研修計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額と一致するとは限りません。

第5 応募方法等

1 申請書類の作成等

本事業に応募しようとする者は、次に掲げる申請書類を作成等してください。

【研修先が先進農家又は先進農業法人の場合】

- (1) 研修計画 (様式第1号)
- (2) 研修実施計画 (様式第1号別添1) ※1
- (3) 誓約書 (様式第1号別添2)
- (4) 履歴書 (様式第1号別添3)
- (5) 離職表の原本 (離職表の提示が可能な場合 様式第1号別添4) ※2

- (6) 農業研修に関する確認書（様式第1号別添5）※3
 - (7) 研修終了後1年以内に就農することが確実であると確認できる書類
 - *様式第1号別添6-1（独立・自営就農の場合）
 - *様式第1号別添6-2（親元就農の場合）
 - *様式第1号別添6-3（雇用就農の場合）
 - (8) 所有権移転の確約書（親族から貸借した農地が主で独立・自営就農する予定の場合、研修計画申請時から就農前までの間に提出、様式第1号別添7）
 - (9) 就農後5年以内に実現する農業経営の内容を明確化した農業経営改善計画書（様式第1号別添8）※4
 - (10) 研修計画に関する確認表（様式第2-1号、2-2号、2-3号）
 - *独立・自営就農を目指す方は、様式第2-1号を記載
 - *親元就農を目指す方は、様式第2-2号を記載
 - *法人就農を目指す方は、様式第2-3号を記載
 - (11) 先進農家・先進農業法人の概要（様式第3号）
 - (12) 個人情報の取扱の確認（様式第4号）
 - (13) 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）
 - (14) 提出書類及び事業内容に関する確認書（様式第6号）
 - (15) その他、知事が求める資料（平成29年所得証明書（平成28年分）、一農ネットに加入したことがわかる資料等）
- ※1 研修期間、研修時間及び研修内容を確認できる既存の研修カリキュラムがあれば、それに替えることができる。
- ※2 該当しない場合は、「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」等を提出
- ※3 既存の様式により、研修先と研修者で同様の取り決めを行っている書類があれば、それに替えることができる。
- ※4 任意様式

【研修先が県の認める研修機関の場合】

- (1) 研修計画（様式第1号）
- (2) 研修実施計画（様式第1号別添1）※1
- (3) 誓約書（様式第1号別添2）
- (4) 履歴書（様式第1号別添3）
- (5) 離職表の原本（離職表の提示が可能な場合 様式第1号別添4）※3
- (6) 研修終了後1年以内に就農することが確実であると確認できる書類
 - *県実施要領 様式第1号別添6-1（独立・自営就農の場合）
 - *県実施要領 様式第1号別添6-2（親元就農の場合）
 - *県実施要領 様式第1号別添6-3（雇用就農の場合）
- (7) 所有権移転の確約書（親族から貸借した農地が主で独立・自営就農する予定の場合、研修計画申請時から就農前までの間に提出、様式第1号別添7）
- (8) 就農後5年以内に実現する農業経営の内容を明確化した農業経営改善計画書（様式第1号別添8）※3

(9) 研修計画に関する確認表(様式第2-1号、2-2号、2-3号)

*独立・自営就農を目指す方は、様式第2-1号を記載

*親元就農を目指す方は、様式第2-2号を記載

*法人就農を目指す方は、様式第2-3号を記載

(10) 個人情報の取扱の確認(様式第4号)

(11) 暴力団排除に関する誓約書(様式第5号)

(12) 提出書類及び事業内容に関する確認書(様式第6号)

(13) その他、知事が求める資料(平成29年所得証明書(平成28年分)、一農ネットに加入したことがわかる資料等)

※1 既存の研修カリキュラム及び入学等が認められることを証する書類を添付すること。ただし、研修カリキュラムで、研修期間、研修時間及び研修内容が確認できない場合は、研修実施計画(様式第1号別添1)を添付すること。

※2 該当しない場合は、「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」等を提出

※3 任意様式

2 申請書類の提出にあたっての注意事項

(1) 申請書類は、様式に沿って正確に作成してください。

(2) 申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、本要領等を熟読のうえ、注意して作成してください。

(3) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。

(4) 申請書類の提出方法は、①～③の機関を経由して、県が本事業の業務を一部委託している公益財団法人沖縄県農業振興公社に提出することになります。

① 先進農家又は先進農業法人での研修予定者は、研修農地を所轄する農業改良普及センター又は農林水産振興センター農業改良普及課(以下、「普及指導センター」という)に提出してください。なお、申請書を提出する際に普及指導センターの職員が申請書の内容等について確認しますので、事前に午前9時から午後5時までの間に、電話で予約の上、御持参ください。

② 沖縄県立農業大学の学生については、農業大学校に提出してください。

③ 県が認定する研修施設の研修生については、研修施設に提出してください。

(5) 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加や差替えは不可とし、採択の可否にかかわらず返却はしませんので、ご了承ください。

(6) 虚偽の申請を行った場合には、資金の返還を行っていただくこととなりますので、十分にご注意ください。

第6 募集期間

平成29年9月1日(金) から9月29日(金) 午後5時まで(必着)

第7 募集人員(20名程度)

第8 資金交付対象者の決定

1 審査方法

提出された申請書類については、県営農支援課等において書類確認や面接による審査を行った後、県が別に定めるところにより設置する沖縄県農業次世代人材投資資金交付検討委員会(以下「委員会」という。)における協議結果を踏まえ審査を行い、予算の範囲内において、交付対象とすべき者(以下「交付対象者」という。)を選定するものとします。面接の日程・会場は改めてお知らせします。

2 審査結果の通知

審査結果については、審査が終了次第、速やかにすべての応募者に対して通知いたします。

3 資金の交付

公募から面接、審査、資金の交付まで5ヶ月程度を要します。ご理解をお願いします。

第9 交付対象者の責務等

交付対象者は、研修計画等に掲げる研修を責任をもって受けるとともに、県実施要領等で定める事項を遵守するものとします。

なお、次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければなりませんので、ご承知おきください。

ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として、県が認めた場合は、この限りではありません。

【一部返還の場合】

- (1) 交付対象者の要件を満たさなくなった場合や研修を途中で中止又は休止した場合には、該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合は、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還することになります。
- (2) 県に対して、研修状況報告を行わなかった場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還することになります。

【全額返還の場合】

- (1) 県等が行う研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと県が判断した場合(例: 研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など)
- (2) 研修(継続研修を含む)終了後1年以内に、原則45歳未満で独立・自営就農、親元就農や雇用就農しなかった場合。(3親等以内から貸借した農地が主で独立・自営就農した場合は、当該農地を就農後5年以内に所有権移転しなければ全額返還。)
- (3) 第4のなお書きによる海外研修を実施した者が就農後5年以内に第3の2の(4)のアの農業経営を実現できなかった場合。

- (4) 親元就農した者が、第3の応募要件の5で確約したことを実施しなかった場合。
- (5) 独立・自営就農、雇用就農を交付期間の1.5倍（第4のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。）又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合
- (6) 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で、就農報告、就農状況報告等を行わなかった場合
- (7) 虚偽の申請等を行った場合

第10 申請書類の提出先及び応募に関する問い合わせ先

【研修先が先進農家又は先進農業法人の場合】

北部農林水産振興センター農業改良普及課

住所：〒905-0015 沖縄県名護市大南1-13-11 北部合同庁舎 1F
電話番号：0980-52-2752 FAX番号：0980-51-1013

中部農業改良普及センター

住所：〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34 沖縄県中部合同庁舎2F
電話番号：098-894-6521 FAX番号：098-937-2502

南部農業改良普及センター

住所：〒901-1115 沖縄県島尻郡南風原町山川517
電話番号：098-889-3515 FAX番号：098-835-6010

宮古農林水産振興センター農業改良普及課

住所：〒906-0012 沖縄県宮古島市平良西里1125 1F
電話番号：0980-72-3149 FAX番号：0980-72-9751

八重山農林水産振興センター農業改良普及課

住所：〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里438-1 八重山合同庁舎 2F
電話番号：0980-82-3497 FAX番号：0980-82-4142

【研修先が県の認めた研修機関の場合】

沖縄県立農業大学校

住所：〒905-0019 沖縄県名護市大北1-15-9
電話番号：0980-52-0050 FAX番号：0980-54-2853

宜野座村農業後継者育成センター

住所：〒905-0019 沖縄県宜野座村字宜野座1579-3
電話番号：098-968-6788 FAX番号：098-2853

沖縄県花卉農業協同組合農業後継者育成施設

研修地：インドネシア・東京都（太田市場）・県内先進農家

問合せ先：〒901-2569 沖縄県浦添市伊奈武瀬 1-10-1

電話番号：098-860-2268 FAX 番号：098-860-2223

沖縄県農業協同組合玉城農業後継者育成施設

研修地：沖縄県南城市字垣花 733

問合せ先：JA 沖縄本店 担い手サポートセンター

電話番号：098-831-5164 FAX 番号：098-840-4018

【本事業全体に関する相談窓口】

沖縄県農林水産部営農支援課営農担い手班

住所：〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 県庁 9 階

電話番号：098-866-2280 FAX 番号：098-866-2309

公益財団法人沖縄県農業振興公社

住所：〒901-1112 沖縄県南風原町字本部 453-3

電話番号：098-882-6801 FAX 番号：098-882-6818

